

国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議**2001年11月1日 木曜日**

COP-7 代表者らは、メカニズム・遵守・議定書5条(方法上の問題)・7条(情報の送付)・8条(情報の検討)について交渉と草案作成を行うべく会合を行った。LDCs や非附属書I国報告についての専門家諮問グループ(CGGE)など、多くの問題について非公式協議が行われた。

交渉グループ

議定書5・7・8条:5・7・8条に関する交渉グループの午前中会議において、Helen Plume(ニュージーランド)が、LULUCF 担当の草案作成グループにおいて進展や確固たる意見が欠けていることについて報告し、もっと柔軟になるように促した。議定書3条14(悪影響)については、それは草案ガイドライン及び対応する決定草案の中に括弧つきで言及されており、報告における問題が不遵守やメカニズムに対する資格の損失につながるかどうかということがオプションに含まれると Dovland 議長が述べた。同議長は、3条14に対する年次レビューの中で新たなレビューを設けるものの、妥協策として、適格性の損失は無しとすることを提案した。AOSIS、ニュージーランド、CG-11、オーストラリア、EU は、この提案に基づいて作業を継続することを支持した。G-77/中国は、年次机上レビューと国別報告と連携しての定期レビューを行うことを支持した。日本は、他の多くの附属書I締約国と共に、3条14にもとづく報告を強制的とは考えておらず、メカニズムに対する適格性との関連を受け入れることができないと述べた。Dovland 議長は、Newton Paciornik(ブラジル)が議長を務める草案作成グループに、本件を照会した。

代表者らはその後、議定書4条(地域統合機関)に関連する問題について話し合った。EU は、地域統合機関(RIOs)のための特別な報告ガイドラインは不要であると述べた。AOSIS、日本、オーストラリア、カナダは、透明性と国別目録とRIOの目録との一貫性を保証することが必要であると強調した。本件は、さらなる検討を行うべく保留された。

8条にもとづく年次レビューの開始については、EU が、メカニズムの適格性は約束期間前のレビューで決定されると強調し、同じ条件でその後の目録レビューを行うことが必要であると強調した。EU は、当該締約国がその約束期間前に行ったレビューの翌年に年次レビューを開始することを支持した。

オーストラリアは、プレ約束期間以降、議定書における1回目録締め切りに先立って、毎年自主レビューを許可する新しいパラグラフの文言を提案した。Dovland 共同議長は、興味のある締約国は本件について協議するよう呼びかけた。

7条2(国別報告)でのメカニズムの補完的情報の報告に関するセクションについては、締約国が6条と12条にもとづいてプロジェクトのリストと簡単な説明を報告し、そのプロジェクトに対し報告期間中にクレジットが登録簿に保持されることを規定したパラグラフの代替案をG-77/中国が提案した。オーストラリアは、日本、ロシア、ポーランドと共に、この部分にメカニズムについてのパラグラフを入れないよう提案した。同国は、報告されるべき情報は7条4(割当量計算方法)の枠内で討議されるべきだと説明した。Dovland 共同

議長は、G-77/中国の提案を括弧書きのままにし、7条4に関するセクションの作業が終了したらこの件に戻ることを提案した。

7条2における議定書2条3(政策及び措置の悪影響)に関する補完的情報の報告についてのセクションに関しては、日本、オーストラリア、EUが、ガイドラインが3条14と関連があるため、関連情報はガイドラインにしたがって提出され、2条3に関するパラグラフはこのセクションから削除すべきであると述べ、サウジアラビア、中国、ナイジェリアの反対にあった。本件は解決を見なかった。

COP/MOP-1 決定草案における排出目録と割当量の年次編集及び計算の開始については、代表者らは、締約国が7条1(目録)にもとづいて報告を開始する年にそのような編集及び計算を開始するよう事務局に求め、しかしながら議定書3条(排出目標)の遵守を目的とした排出目録は第一約束期間1年目用の目録が入手できるまで作成されるべきではないというやり方を良しとした。この件は、7条4に関する草案作成グループからの結果が出るまで未決となった。8条に基づくレビューと国家制度のレビューについての実施に関する強制的側面は、草案作成グループに照会された。

草案作成グループは午後と夕刻に会合を行い、同交渉グループから照会された様々な案件について検討を行ったが、比較的わずかな進展しか報告されなかった。

メカニズム：締約国は、午後と夕刻にメカニズム交渉グループの会合を行い、議定書6条(JI)と7条4(割当量)に関する非公式グループからのテキスト草案について見当した。参加者たちはメカニズム関連の件について行われた非公式協議の報告を受けた。Murray Ward(ニュージーランド)が、6条について召集されたグループからの報告を行った。同氏は、CDMの独立機関認可の基準と手順について合意がなされたと述べた。また、ベースラインのクライテリアとモニタリング・認可・検証手順について話し合いが行われたが、意見の相違が残ったと同氏は語った。監督委員会の役割も未決案件であった。

Miguez 議長は、CDMに関する非公式協議についての報告を行い、運営機関の認可基準について合意が達成され、確認と登録・モニタリングについても進展があったと語った。同議長は、理事会の権限に関する規定などが未決案件であり、非公式協議を金曜日にも継続すると述べた。

その後、交渉グループは6条に関する協議を引き続き行った。監督委員会の責任について、報告ガイドラインの推敲、ベースライン設定のクライテリア、モニタリングについて締約国は異なる立場を表明した。EUは、これはSBSTAの仕事であると述べて日本の支持を得たが、サモアとG-77/中国は監督委員会の役目であると述べた。本件は政治的決定を待つべく閣僚に照会された。

代表者らは、監督委員会の構成についての問題と、その議長及び副議長の選出や発展途上国からのメンバー参加費用のカバーなどに関する関連問題を、閣僚に譲った。

意思決定については、ロシアが単純な多数決制を提案した。日本、カナダ、ポーランド、ハンガリーは、この問題は委員会の構成についての結果と関連しているといい、本件は閣僚に譲られることとなった。その後、代表者らは、委員会の作業言語、決定の伝播、そのような決定の行われる言語について、CDMのテキストからパラグラフをコピーするという中国の提案に合意した。また、グループは、委員会会合の出席をオープンにすることに

いてのパラグラフを、出席は「認可された利害関係者」に対してもオープンとすると付記して、CDM のテキストからコピーするというサモアの提案にも合意した。

議定書にもとづく遵守に関する手順とメカニズム関連の参加要件については、議定書を補完する遵守についての合意を承認した締約国のみがメカニズムの使用により発生したクレジットを移転ないし取得する資格を持つという、ボン合意の文言をコピーするという妥協策を共同議長が提案した。日本、カナダ、ロシアはこの提案に反対したが、共同議長はこのフォームで COP に提出されると語った。カナダとロシアは、自分たちの立場を示した脚注をつけるよう求めた。

7 条 4 については、G-77/中国がポジション・ペーパーを作成中であると述べた。

非公式グループ及び協議

CDM 理事会：Mohamed Chraibi (モロッコ) 議長の非公式グループが会合を行い、CDM 理事会の適格性と選出について検討した。議定書がひとたび発効すれば新規のメンバーが選出されるという条件で、理事会は全ての UNFCCC 締約国に開かれるものとするという、議定書批准に先立つ過渡期間について合意がなされた。理事会の規模についても話し合いが行われ、附属書 I 国と非附属書 I 国からあらたにメンバーを入れることを考慮した提案が、G-77/中国によりなされた。討議は金曜の午後に続けられる。

遵守：遵守の草案作成グループが午後のセッションを行い、帰結についてを除き、交渉グループが特定した、草案書き直しの求められる未決案件について検討した。代表者らはほとんど進展を見ることができず、草案の論点のうちわずかしが解決されなかったと伝えられている。同草案作成グループは午後の遅い時間にも会合を行い、COP-7 決定草案に対する EU の代替案について討議した。

CGE:CGE に関する非公式コンタクト・グループが、午前中と午後に会合を行った。午前中、締約国は、CGE の委託事項と非附属書 I 締約国の国別報告作成ガイドラインとどちらを先に検討するかについて話し合った。第 1 回会合の終わりに、委託事項の方から始めることに合意した。締約国は LDCs について言及する文言をこの文書に入れることを話し合った。複数の LDCs が、CGE は LDC NAPA のプロセスに対処するという権限が無いと述べた。EU は、国別報告作成プロセスと NAPA のプロセスとの関連について強調した。LDCs について言及する文言は、括弧書きとなった。CGE の構成については、G-77/中国が、新しい委託事項の中でヨーロッパの非附属書 I 締約国からの専門家をはずすことを要求した。EU、スイス、オーストラリアは、現在の構成を維持することを支持し、スイスとオーストラリアは、したがって委託事項の検討は必要なく却下可能であると述べた。締約国は、先に進む前に、LDCs についての非公式グループ協議の結果を待つことに合意した。

LDCs :LDCs についての非公式グループの会合が午後の遅い時間に開催され、Sibusiso Gamede (南アフリカ) 議長が、NAPAs のガイドラインに関して午前中に行われた協議について報告を行った。同議長は進展について語ったものの、一部の締約国がガイドラインについてより多くの専門家の助けを募ることを提案したと語り、協議を金曜日に再開すると語った。

その後代表者らは、LDC 専門家グループの設立に関する COP 決定のために、LDCs グループが提案した草案と、同グループの委託事項を盛り込んだ附属書について検討した。多くの附属書 I 締約国が、この提案に対しての懸念を表明し、同じような話し合いが CGE グル

ープで行われているとアメリカとスイスが述べ、いつかこれらのグループを統合することをEUが提案した。複数のLDCsが、NAPAの準備と実施における専門家グループの効率性と価値について強調した。その後、代表者らは、この専門家グループの権限に関する委託事項案の個別テキストについて話し合いを行い、EUがNAPAsの実施に関するテキストを括弧書きにして、他の附属書I締約国の支持を得た。

影響と適応を評価する方法と手段：影響と適応を評価する方法と手段に関する非公式協議は、決定草案についての作業を引き続き行った。一次草案には6月にモントリオールで行われた本件に関するワークショップの結果が反映されていないというG-77/中国の懸念を受けて、改訂版の草案が作成中である。

廊下にて

ある代表者の言によれば、木曜日の交渉は「トップ・ギアで走り始めてエンスト」であった。昼夜を問わず様々な交渉や協議が予定されたものの、参加者の中には、動きはほとんど報告されず、重要問題について本当の進展はどれだけあったものかと疑問視してはばからない者もあった。JIに関する一部の問題を来週のハイレベル協議で閣僚やその他の高官に譲るという決定もまた、未決案件が「テクニカル」なレベルで解決可能なものばかりではないということをはっきり認めたと見なされ、ボン合意の一部が蒸し返されるのではないかという懸念が沸き起こっている。